

## 【九州地方知事会提案・要望書（平成19年10月）抜粋】

### 1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であります。

昨年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、本年4月には地方分権改革推進委員会による調査審議が開始され、第二期地方分権改革に向けた確かな第一歩が踏み出されました。

推進委員会においては、5月に「基本的な考え方」をとりまとめられ、「地方が主役の国づくり」のための目指すべき方向性や基本原則が示されるなど、秋の中間報告に向けて精力的な議論が行われています。推進委員会の調査審議にあたっては、個別の事務事業や国庫補助負担金の調査審議に力を注ぐのではなく、地方分権改革を進めるための大きな議論に力点を置かれ、委員会が考える「あるべき地方分権改革の姿」をつくり、総理に勧告されることが期待されています。

今後、政府におかれては、内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、新たに設置された地方分権改革推進本部において地方六団体が提出した

「地方分権の推進に係る意見書」等を踏まえ、地方六団体と事前に十分協議の上「地方分権改革推進計画」を作成され、「地方ができることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連携」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として地方の求める真の地方分権改革を進められるべきであります。

については、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで、国と地方の役割分担の見直しと国から地方への権限・事務・財源の移譲を行うこと。また、国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進すること。
- (2) 地方が、自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、地方税財源の充実・強化を図ること。

税源移譲にあたっては地域間格差が拡大することのないよう、対象税目を偏在度の少ない地方消費税、個人住民税とし、地方税の税目については可能な限り税源偏在の少ない仕組みとなるよう検討を行うとともに、移譲財源の一部を各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行うこと。

- (3) 地方税制の見直しのみでは、地方団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、地方交付税については、地方の財政需要を適切に反映させた上で、地方交付税総額を復元し、財源保障・財源調整の両機能を十分に発揮させること。

また、国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

- (4) 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

また、「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこと。

- (5) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月21日から施行される。今後の政省令の立案に当たり、健全化判断比率の具体的な算定方法や早期健全化基準並びに財政再生基準の設定など、詳細な制度構築をする際には、地方の意見を十分に聴き、その意見を反映させること。

- (6) 道州制の検討に当たっては、本年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」を前提とすること。

また、道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等について、具体的に検討すること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、第二期地方分権改革を着実に推進すること。